

資料編

1 計画の策定経過

	協議・調査等	守口市障害者自立支援協議会	
		全体協議会・運営委員会	専門部会
平成26年 4月 ～6月	・平成25年度障害福祉サービス等の実績と計画進捗状況の把握	運営委員会(6/25)	①障害児支援部会 ②相談支援・権利擁護部会
7月	・関係機関・関係部局に対し計画策定に必要な資料の提供依頼	第1回協議会(7/9) ・第3期計画の進捗状況について	③精神障害者支援部会 ④就労支援部会
8月	・アンケート調査項目の検討	運営委員会(8/27)	⑤通所サービス部会 ⑥グループホーム部会
9月	・障害者手帳所持者3,000人へのアンケート調査(「生活実態・意向調査」)(9/1～9/24) ・アンケート調査結果の集計・分析		↓ ・部会からの意見・情報・調査結果 ・地域課題の共有
10月	・障害者団体への調査(10/1～10/31)	第2回協議会(10/2)	↓ 運営委員会・全体協議会に提起
11月	・団体調査結果の集計・分析 ・「府の基本方針」の通達		↓ ・計画に反映
12月	・計画素案の作成 ・国・府への中間報告	第3期協議会(12/2) ・各種調査結果の報告 ・障害福祉サービスの見込量等について	
	計画素案について、自立支援協議会委員、専門部会、関係機関、庁内関係部局等に提示(意見を求める。)		
平成27年 1月	・府への修正報告		
	・パブリックコメントの実施(1/16～2/16)		
2月	・計画案の作成	運営委員会(2/13)	
3月	・大阪府との法定協議 ・第4期守口市障害福祉計画の策定	第4回協議会(3/6) ・パブコメの結果報告 ・計画案の検討	

*「国の基本方針」：障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業所の円滑な実施を確保するための基本方針

*「府の基本方針」：第4期市町村障がい福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方

*大阪府との法定協議：障害者総合支援法第88条第10項「市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ都道府県の意見を聞かなければならない」

2 守口市障害者自立支援協議会

(1) 守口市障害者自立支援協議会設置条例

平成 24 年 12 月 5 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、守口市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に依りて、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 障害者施策及び障害者虐待防止に関する関係機関の連携に関する事項
- (2) 障害者の就労の促進に関する事項
- (3) 障害者サービスの質の向上に関する事項
- (4) 障害者サービスにおける地域のサービス基盤の整備に関する事項
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 人権関係団体の代表者
- (5) 教育関係機関の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が適当と認めたる者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

第6条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 25 年 2 月 25 日条例 5 抄）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 守口市障害者自立支援協議会委員名簿

委員氏名	所属機関・職名	備考
◎小寺 鐵也	種智院大学 教授	
榎原 紀子	守口市精神障害者を支える市民の会 事務局長	
清田 廣	大阪聴力障害者協会 副会長	
高岡 武	守口市社会福祉協議会 会長	
竹内 豊	守口市身体障害者福祉会 名誉会長	
佐藤 明紀子	守口市立わかかくさ・わかすぎ園 園長	
東 直樹	守口市立わかたけ園 園長	
○生野 弘道 (森崎 堅太郎)	守口市医師会 会長 (守口市医師会)	
原 佳代子 (喜多 芳隆)	守口市歯科医師会 理事 (守口市歯科医師会 常務理事)	
木村 孝司	守口市人権協会 会長	
白木原 亘	大阪府立守口支援学校 校長	
那須 公彦	門真公共職業安定所 上席職業指導官	
森脇 俊	守口保健所 所長	
天正 満	大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室 課長補佐	
山本 恵三	守口市知的障害者相談員	
(稲田 隆志)	(守口門真商工会議所 事務局長)	
細井 大輔 (岸本 寛成)	あらた法律事務所 弁護士 (真成法律事務所 弁護士)	
永井 竜二	守口市教育委員会事務局 指導部長	
大西 和也	守口市こども部 部長	
浜崎 行宏	守口市健康福祉部 部長	

◎：会長 ○：副会長、()は前任者（平成26年12月4日まで）

3 パブリックコメントの結果

(1) 募集期間

平成27年1月16日（金）から2月16日（月）まで

(2) 募集方法

- ・広報もりぐち1月1日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市役所及び公民館など市内公共施設に「計画素案」、「募集要項」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからダウンロード可能とし、持参、郵送、Eメール、FAXにより意見を受付けました。

(3) 募集結果

提出方法	提出件数
持参	6件
郵送	0件
Eメール	6件
FAX	1件
合計	13件

(4) 意見内容による分類

項目	件数
意見総数	54
第1章 計画の基本的な考え方 (1~10頁)	6
第2章 障害のある人を取り巻く現状 (11~37頁)	12
第3章 計画の基本的な目標 (38~48頁)	8
第4章 目標達成に向けたサービスの整備 (49~85頁)	15
第5章 計画の推進 (86~89頁)	12
その他	1

(5) 意見の概要と市の考え方

第1章 計画の基本的考え方

6 計画の策定体制

意見の概要	考え方
(2) 障害のある当事者・家族等のニーズなどの把握	
「アンケート調査」の結果をしっかりと計画に反映していただきたいし、どのように反映したかなども明示していただきたい。	計画策定に当たっては、生活実態・意向調査（アンケート）だけでなく、事業推進に伴うさまざまな相談内容や事業所のご意見なども参考にしています。
無回答者が多く、正確な把握や潜在的な生活実態の課題などは把握し切れていないのではないかと。	また、調査票内容については、計画の継続性を図る観点から以前の調査票を参考としたため、内容・量ともに多くなったことにより、未記入（無回答）などにつながったものにとらえています。
養護者の年齢についてもアンケートで把握する必要があったのではないのでしょうか。	これらを踏まえて第5期の計画策定に際しては、時期や方法・内容（介護者・養護者の状況を含む）などを見直します。
生活実態・意向調査は、回収率の改善や未記入対策などの改善を。	
生活実態・意向調査結果が計画に反映されていないように思うので、実施時期や方法・内容などの見直しを。	
障害福祉サービス等の利用者ニーズはどのような方法で把握するのか。	

第2章 障害のある人を取り巻く現状

4 障害のある人の雇用・就労状況

意見の概要	考え方
(2) 市役所における雇用状況	
法定雇用率に甘んじることなく取り組んでほしい。	積極的に取り組んでいきます。
(3) 雇用・就労支援の状況	
「課題です。」でなく、指針がほしい。	第2章は「現状と課題」を明記しており、考え方や方向性は第3章及び第4章で記述しています。
「課題です。」ではなく、対応策ならびに指針を示すべきだと思う。	
就労関係の相談支援機関で「働く仲間の会」の主体を担っていただきたい。	就労関係に限らず、当事者活動の支援ととらえ、相談支援事業所等に働きかけていきます。
働く当事者への支援もお願いする。	障害者相談支援事業などと検討します。
(5) 障害のある生徒の進路状況	
「最も適した進路実現に努めています。」とあるが、進路先が福祉事業所の場合、進路保障・決定とは言えないのではないかと。	支援学校の進路としては福祉就労も進路のひとつであるにとらえています。

7 障害福祉サービスの利用状況

意見の概要	考え方
・全体	
実績数と表現している表は、「※月平均の利用者数」などの記載にしては。	表記方法はわかりやすく見直します。
(1) 訪問系サービス	
「事業単価及び専門的な人材の確保の困難さの制度設計の問題」は研究課題として取り組む問題とすべきである。	実態を把握し、国や大阪府に要望していきます。
居宅介護（ヘルパー）を申し込んだが、利用できなかった。	認定審査や手続きが必要なため、すぐに利用できない場合があります。ご了承ください。
短期入所（ショートステイ）の「資源確保がきわめて困難な状況」とあるが、その解決策も提示してほしい。	第2章は「現状と課題」を明記しており、考え方や方向性は第4章で記述しています。
実利用者数となっているが、月平均の利用者数の方が、実態に近いのではないか。	
(3) 日中活動系サービス	
就労継続支援B型の利用者は、定員数を超えており、サービスを選べる状態ではなく、待機状態にあるのではないか。	第2章は「現状と課題」を明記しており、考え方や方向性は第4章で記述しています。

第3章 計画の基本的な目標

2 基本的視点

意見の概要	考え方
③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	
「地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を推進します。」とあるが、指針や方法性がない。	具体的な考え方や方向性は第4章で記述しています。

3 基本目標

意見の概要	考え方
(2) 目標2 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行	
「地域生活移行」は、支給決定に至らないケースについても記述してほしい。	支給決定に至らないものの、相談や訪問などの取り組みは認識しています。 自立支援協議会のワーキンググループなどで具体的な課題の整理と対策を検討していただいています。ワーキンググループの結果については別途報告します。
精神障害者の「社会的入院の解消」「地域定着の強化」のための具体的な課題・対策を提示していただきたい。	
(3) 目標3 地域生活支援拠点等の整備（新規）	
「障害者自立支援協議会の場を活用し」とあるが、どこでいつ頃、検討されるのか。情報公開も願います。	平成29年度末までに、自立支援協議会で地域生活支援拠点等の整備について十分な論議を重ねていきたいと考えています。 現時点では、多機能拠点なのか、面的な体制をとるのかは、決まっておりません。 専門部会で検討した内容を運営委員会（各専門部会の代表等で構成）に提案し、論議した内容を最終、自立支援協議会の代表者会議で論議していただき、参考とさせていただきます。 情報公開も、検討していきます。 ニーズの把握方法については、障害福祉計画に合わせた実態調査と障害者のニーズに応じた支援と相談を実施している専門部会の意見を取りまとめていきます。
「地域生活支援拠点」は、養護者や地域の人の協力が必要不可欠であるので、面的な体制にしてほしい。	
居住支援機能は、小規模施設化を避けて、障害特性に応じた対応をお願いします。 地域支援機能は、専門性の高いコーディネーターを育成し、地域資源との連携の拠点となるようにしてほしい。	
市民との日常的な関わりのある施設となるよう、基幹相談支援センターや自立支援協議会などで検討してほしい。	
(4) 目標4 福祉施設から一般就労への移行	
市内に質の高い就労移行支援事業所を。	必要と認識しているので、引き続き、市内・市外の事業者などに働きかけていきます。

第4章 目標達成に向けたサービスの整備

2 障害福祉サービス等の利用見込と整備方策

意見の概要	考え方
(2) 短期入所	
短期入所をすぐに利用できるようにしてほしい。	認定審査や手続きが必要なため、すぐに利用できない場合があります。ご了承ください。
精神障害のある人の見込量が少ないのは、ニーズが少ないのではなく、知らないや気軽に利用できないなどが原因であると思う。地域生活の定着のためにも利用促進のための取り組みを。	身近な相談支援事業所が計画相談などで関わることで、利用についての相談・支援が充実するものと考えています。今後、精神に障害がある人が利用できるよう、事業所への指導や情報提供などを充実していきます。
「空き施設の活用」とは具体的にはどのようなことか。	廃止や合併などで使用されなくなった公共施設などを考えています。
(3) 日中活動系サービス	
生活介護については、見込量を上回る施設整備が検討されているようであるが、市としてどのように考えているのか。定員を下回る施設は運営が厳しくなり、利用者の不利益になる。	生活介護の定員については、支援学校卒業生の受け入れと、高齢化に伴う施設移行、他市事業所利用の受け入れ、近隣市の受け入れなども予測し、余裕を持た見込量としています。 今後、PDCA サイクルによる見直しも検討します。
就労継続支援 B 型は、サービスを選べる状況ではない。	近隣市の利用も含め定員数を超過していますが、定員割れを起こしている事業所もあります。 新規事業所も増え、平成 28 年には定員増の事業所もあり、利用者がサービスを選ぶことができ、待機者がいなくなるよう、努めていきます。
見込量確保のための整備方策としての「サービスの質の向上を図ります。」とあるが、通所サービス部会では「利用ニーズ」などは議論できない。ニーズ調査作業部会などが必要ではないか。	それぞれの部会の中で個別ケースからニーズ把握や提言（課題）のとりまとめなどができるような場づくりに努めていきます。 また、新たな部会の創設については、今後検討していきます。

2 障害福祉サービス等の利用見込と整備方策

意見の概要	考え方
(4) 居住系サービス	
グループホームを年金だけで利用できるように、補助等を考えてほしい。	グループホームの報酬費を上げること、家賃の補助などを今後も国に要望していきます。
グループホームの整備に向け、市が土地や建物などの確保などに取り組むべき。	使用されなくなった公共施設などの活用を働きかけていきます。
グループホームの見込量は、希望者が多いことを考えると少なすぎる。府営住宅なども利用の制約やバリアフリーなどの点で問題が多い。市としての物件確保に向けた具体的な方策を示してほしい。	グループホームの利用者の見込量については、過去の実績と新規利用を合わせて見込んでいます。 公的住宅の活用のほか、市内において、新規グループホームの設立に向けて、情報提供などを充実していきます。
精神障害のある人の地域生活移行や介護者の高齢化などから、グループホームの整備は必須課題である。市としてできることをもっと具体的に。	建築基準法上の条件等については、入居される障害者の方の安全安心を確保した上で、少人数（10人以下）のグループホームについての基準緩和などを大阪府と協議しています。 精神障害の方の障害特性を理解し、公営住宅の活用や法人のグループホーム開設を促進していくための取り組みを引き続き検討します。
(5) 相談支援	
基幹相談支援センターは、社会的資源としての位置づけを明確にしてほしい。	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、また、地域拠点生活拠点のコーディネーターとしての役割などを明確にし、情報発信にも努めていきます。
基幹相談支援センターの役割が見えにくく、優先すべき課題も見えにくい。	
基幹相談支援センターの実態が非常にわかりにくい。	
(6) 地域活動支援センター事業	
精神障害のある人の地域生活移行を促進するためには、近くに相談できる・仲間とつながる『場』が不可欠である。そのためにも「地域活動支援センターⅡ型」の設立を。	障害のある方にとっての居場所の必要性は、認識しております。平成28年度の設置に向け検討します。
(10) その他社会参加促進事業等	
精神障害のある人は、交通費の減免制度がない。行動範囲の拡大や孤立防止のためにも、大阪府とともに検討していただきたい。	北河内7市の課長会等において、要望をとりまとめ、各交通機関に要望書を提出しております。今後も引き続き交通費が減免されるよう、働きかけていきます。

第5章 計画の推進

1 計画推進のための環境整備

意見の概要	考え方
(2) 相談支援ネットワークの構築	
「働く仲間の集い」を当事者活動の場として位置づけ、ピア活動の場としてほしい。また、ニーズ把握にも活用してほしい。	「働く仲間の集い」については、当事者活動の場と認識しています。今後も支援できるように働きかけていきます。

2 計画の推進体制

意見の概要	考え方
(1) 守口市障害者自立支援協議会の活用	
66頁に組織図があるが、活動内容が見えにくい。第4期計画ではわかりやすく示してほしい。	<p>自立支援協議会が障害のある人にとって有意義な論議の場であり、障害福祉施策に反映できる場として、今後、より障害のある方のニーズなどを把握し、内容を検証できる場として、位置づけていきます。</p> <p>情報公開の方法については、今後、論議していきます。また、各団体の方のご意見を聞かせていただく場も設けています。</p> <p>今後も、自立支援協議会の役割などを再整理し、実態調査や各団体のご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでいきます。</p> <p>現在、自立支援協議会では、当事者・家族の参加はごく限られた状況です。今後、より多くの当事者の方の意見を聞いていくためにも参加の方法などを検討していきます。</p>
自立支援協議会の実態が非常にわかりにくい。	
地域生活を豊かにするため、当事者の意見や要望などを把握し、生かせるような場づくりを。	
部会・運営委員会・全体会議の役割がうまく機能していない。ニーズ把握や情報共有化などを含め、それぞれの内容や役割を見直してほしい。	
部会ごとの目的意識や進め方などが異なりすぎる。役割などを整理し、部会の再編成や当事者の参加などを検討してほしい。	
議事録の公開・公表を。	
就労支援部会に、知的障害のある当事者の参加を。	
「年度ごとに計画の推進状況を点検・評価する」のは自立支援協議会にとどまらず、当事者や家族などが参加する場を設けるとともに、情報発信・提供を。	
PDCAサイクルを進めるため、みんなで計画的に見直される仕組みづくりを。	<p>PDCAサイクルについては、庁内で計画の推進状況を点検・評価を行い、自立支援協議会の代表者会議において、検討していただく予定です。また、各部会にも資料を提供し、検討していただいた内容を運営委員会（専門部会代表）でさらに全体化し、自立支援協議会（代表者会議）で検討していただきます。</p>
PDCAサイクルが機能するよう、具体的な方法を検討する場を設置してほしい。	
ニーズを把握し、広く目標を評価・見直すため、部会の垣根を超えた意見交換などができるような取り組みを。	

その他

意見の概要	考え方
・福祉避難所 福祉避難所はどうなっていますか。	地域防災計画などを基に、危機管理課において調整中です。

4 用語説明

【あ行】

アスペルガー症候群（Asperger Syndrome）

発達障害のひとつで、一般的には「知的障害を伴わない自閉症」とされている。視覚認知や空間認知に困難が生じやすく、対人関係の障害が特徴である。

インフォーマルサービス（Informal Service）

フォーマル（制度的）サービスに対し、公的制度に基づかない多様な形態のサービスを総称したもの。家族や友人、近隣・地域社会、ボランティア、NPO などによって行われる非公式（インフォーマル）な援助などをいう。

NPO（Non-Profit Organization）

営利を目的とせず、医療、福祉、教育、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、男女共同参画などの特定分野における自主的・自発的な社会活動を行う住民活動団体のこと。また、住民活動の発展形として、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づく法人格を有し、公共サービスを担う非営利活動法人を指すこともある。

エンパワメント（Empowerment）

一人ひとりが本来持っている「生活していくための力」をつけること。当事者が自身の置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。またそれを促す支援方法のことを指すこともある。

大阪府障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 2 項に基づき策定された大阪府の障害者計画。長期的な視野から、大阪府の障害者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画であり、府民が行う障害のある人に対する支援活動や市町村の障害者施策推進及び市町村障害者計画の策定に関するガイドラインとなるもの。

「第 4 次大阪府障がい者計画」の計画期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間で、「第 4 期大阪府障がい福祉計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間）を含み、一体的に記述されている。

【か行】

学習障害（LD : Learning Disabilities の略）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されている。

高次脳機能障害

本書 4 頁を参照。

【さ行】

障害者基本法

障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。昭和 45 年制定の「心身障害者対策基本法」（法律 48 号）が改正・改題され、平成 5 年 11 月に制定された。すべての障害者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。平成 16 年 6 月に一部改正され、①障害を理由とする差別禁止の明示、②障害者週間への拡大、③障害者計画の策定義務化、④教育における総合理解の促進などが規定された。平成 23 年 8 月の改正では、次の事項等が規定された。

- ①「障害者」を基本的人権を享有する個人と位置付けた。
- ②「障害者」の定義として、心身の機能の障害だけでなく「社会的障壁による制限を受けるもの」と規定し、「障害」が個人と社会との相互作用で生じるという視点を明示した。
- ③「地域社会における共生等」で基本的理念が示され、また「言語」に「手話」が含まれることが明記された。
- ④「防災及び防犯」、「消費者としての障害者の保護」、「選挙等における配慮」、「司法手続における配慮等」などの条項が新設された。

障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）

本書 62 頁を参照。

障害者雇用促進法（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）

障害者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。昭和 35 年 7 月制定（法律 123 号）。国、地方公共団体、民間企業が、それぞれ雇用する労働者・職員数に対して、障害のある人を一定の割合に相当する数以上雇用しなければならないと定めている。平成 21 年の改正で短時間労働者が、平成 25 年の改正で精神障害者が算定の基礎に加えられ、法定雇用率も見直された。現在の法定雇用率は、一般企業（常用労働者数 50 人以上の規模の企業）で 2.0%、国、地方公共団体（職員数 48 人以上の規模の機関）2.3%、都道府県等の教育委員会（職員数 50 人以上の機関）2.2%である。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害・精神障害のある人など判断能力の不十分な人は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）について自分で契約や法律行為等を行うことは困難であり、また悪徳商法などの被害にあ

う恐れもあるため、このような人を保護し、権利が守られるよう支援するため設けられた民法上の制度。

【た行】

注意欠陥多動性障害 (ADHD: Attention Deficit/Hyperactivity Disorder の略)

知能発達に大きな遅れはなく、環境によるものが原因ではないにもかかわらず、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害。4歳以前、おそくとも7歳以前に現れ、その状態が継続し、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

特別支援教育

従来の特設教育の対象の障害だけではなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

トライアル雇用

本書 22 頁を参照。

【な行】

難病

本書 5 頁を参照。

ニーズ (needs)

よりよい生活を送るために解決すべき課題。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人など判断能力が低下している人の権利擁護にかかわる相談に応じ、また、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行うことにより、住み慣れた地域で安心して生活が送ることができるよう支援する事業。本市では、守口市社会福祉協議会が、「もりぐち／さぽーと」事業として取り組んでいる。

ノーマライゼーション (normalization)

「普通なものにする」こと。障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、施設等の中でしか暮らせない社会は、「普通でない（アブノーマルな）社会」であり、障害のある人等さまざまな人を当然のこととして包括し、地域の中で

他の人々と同じように生活を送ることができる社会こそ「普通の（ノーマルな）社会」であるという考え方。

【は行】

ピアカウンセリング（Peer Counseling）

「ピア」とは仲間・同志の者という意味で、障害のある人が、同じ立場の障害のある人の相談にあたり、問題解決のための助言を行うこと。カウンセラーが自らの経験を生かして、心理的・情緒的な面を含めた相談を行うことにより、相談者の自立を援助するとともに、障害のある人がカウンセラーとして自立することにも大きな意義があるとされている。

ピア活動

ピア活動とは、同じような困難や環境にある人同士が対等な立場の仲間（ピア）として支え合う活動のこと。セルフヘルプ（自助）活動とも言い、ピア活動をする人をピアサポーターと呼ぶ。困難さや悩みを共通のものとして分かち合うことで、一人ではないという安心感と精神的支えが得られ、ピア活動を通して、支援する側も支援を受ける側も共にエンパワメントされ、問題を解決していく力をお互いが発揮できるようになる。

発達障害

本書 4 頁を参照。

補装具

本書 73 頁を参照。

【ら行】

ライフステージ（Life Stage）

人生の段階区分のこと。乳幼年期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などの段階。また、その他の区分のしかたや呼称もある。

リハビリテーション（Rehabilitation）

リハビリテーションとは、「全人的復権」を意味する言葉で、障害のある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術の全体を指す。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、医療的、教育的、精神的、職業的、社会的な各分野のリハビリテーションがあり、それらが連携した総合的な取り組みが求められている。

第 4 期 守口市障害福祉計画

(平成 27 年度～平成 29 年度)

発行年月 平成 27 年 (2015 年) 3 月

発 行 守口市

(健康福祉部 障害福祉課)

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目2番5号

電話 06-6992-1630・1635

FAX 06-6991-2494